

Title	慶應義塾における「教育学」の創出過程： 慶應義塾発足時から大学部設立1890(明治23)年まで
Sub Title	The creation of pedagogy at Keio University: focusing on changes of the curriculum at Keio from 1871 to 1890
Author	山梨, あや(Yamanashi, Aya)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2010
Jtitle	哲學 No.123 (2010. 3) ,p.299- 322
JaLC DOI	
Abstract	<p>The purpose of this study is to demonstrate how pedagogy became included in the curriculum in the early Keio University. It is in 1885 that we can first find a pedagogy related class, Kyoikuron-kogi, at Keio. This class was a reading class in English using the works of Spencer. Until now, the role of teacher training has been exaggerated in the process of the formation of pedagogy in modern Japan. However, it was revealed that pedagogy-related classes at Keio were not necessarily regarded as teacher training, but as a domain of practical studies which should be taught at a modern educational institution.</p> <p>The drastic educational reform in Keio at that time contained not only refinement of the curriculum, but also searching for a method of teaching suited for increasing in the number of students. Taking account of above conditions at Keio, we can understand why pedagogy appeared in the curriculum as the process of conversion from a private academy, shijuku, to a modern school.</p>
Notes	特集：教育学の射程 プロジェクト研究論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000123-0299

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

プロジェクト研究論文

慶應義塾における「教育学」の創出過程

—慶應義塾発足時から大学部設立 1890

(明治 23) 年まで—

—山 梨 あ や*—

**The Creation of Pedagogy at Keio University: Focusing on
Changes of the Curriculum at Keio from 1871 to 1890***Aya Yamanashi*

The purpose of this study is to demonstrate how pedagogy became included in the curriculum in the early Keio University. It is in 1885 that we can first find a pedagogy related class, *Kyoikuron-kogi*, at Keio. This class was a reading class in English using the works of Spencer. Until now, the role of teacher training has been exaggerated in the process of the formation of pedagogy in modern Japan. However, it was revealed that pedagogy-related classes at Keio were not necessarily regarded as teacher training, but as a domain of practical studies which should be taught at a modern educational institution.

The drastic educational reform in Keio at that time contained not only refinement of the curriculum, but also searching for a method of teaching suited for increasing in the number of students.

Taking account of above conditions at Keio, we can understand why pedagogy appeared in the curriculum as the process of conversion from a private academy, shijuku, to a modern school.

* 慶應義塾大学文学部助教

はじめに

本稿では、慶應義塾発足時（正確には学科課程および規則が掲載されている「慶應義塾社中之約束」が出される明治4年）から大学部が発足する1890（明治23）年までを対象として、慶應義塾における「教育学¹」がどのように学科課程に位置付けられるようになったのかを明らかにしていく。

教育学という学問領域が日本の教育史上に登場するのは1879（明治12）年のことであり²、義塾においても教育学に該当すると考えられる「教育論講義」という科目が学科課程に見出されるのは1885（明治18）年である。もっとも、義塾の学科課程に見られる「教育論講義」の実態を明らかにする資料は必ずしも豊富とは言えない。教育学という学問領域は当時の日本において既存のものではなく、慶應義塾においても欧米諸国から様々な学問、思想を移入する過程で徐々に「創出」されたと考えられる。

教育学という学問領域の創出は、近代日本における学校教育機関を利用した教育、とりわけ専門職としての教員養成と密接なかかわりを持っている³。たとえば教員養成を目的として設立された官立東京師範学校における「教育学」は明確に教員養成の理論的基礎の確立を意図したものである。しかしながら、私学である慶應義塾における「教育論講義」の設置が、その目的を東京師範学校と同じくするものであったのかは吟味する余地があるだろう。なぜなら慶應義塾は明治初期の師範教育、とりわけ中等教員養成に中心的な役割を果たしたものの、明治14年の政変以降は排斥される傾向にあったからである⁴。したがって、慶應義塾における「教育学」の創出過程をたどることは、日本近代教育史上における教育学という学問領域の成立を私学という学校教育機関の視点から明らかにすることに寄与すると考えられる。

以上の問題意識から、本稿では慶應義塾における「教育学」の創出過程を明治初期の教員養成制度との関連、慶應義塾における学制改革と併せて検討する。これにより、慶應義塾における「教育学」の創出がどのような特徴を有しているのか、また「教育学」に何が期待されていたのかを明確にすることが可能になると考える。このことは、当時の慶應義塾が教育機関としてどのような役割を果たそうとしていたのかを「教育学」の創出という新たな視点から見つめ直すことにもなるだろう。以下、慶應義塾の学科課程の変遷から「教育論講義」の導入過程を概観した上で、慶應義塾と明治初期師範教育との関係、学科課程を含む大規模な学制改革との関連について検討していく。

第 1 章 慶應義塾における学科課程の変遷

一「慶應義塾社中之約束」を中心に一

本章では、慶應義塾における学科課程がどのように成立し、その中に「教育学」が位置づけられたのかを明らかにしていきたい。このことは、単に慶應義塾における「教育学」という学問領域の創出過程を示すだけでなく、当時の教授の順序や学習の方法を明らかにすることに寄与すると考えられる。

慶應義塾における学科課程の明文化は、明治 4 年の「慶應義塾社中之約束」に遡る。この「社中之約束」には慶應義塾において学問する者の心構えから日常生活の細々した規則に至るまで、慶應義塾で学ぶ者にとって必要な情報が詰め込まれているが、その中の「第四」に「以下 教授方ノ職務、教授之規則」がある。その第三条には「附」として「「ウェーランド」「モラルサイヤンス」ノ講義ハ業ノ上下ヲ問ハス勝手ニ出席ス可シ」とあり、ウェーランドの「修身論」が当時の慶應義塾の学科課程において特権的な位置を占めていたことが分かる⁵。

翌明治 5 年 8 月の「社中之約束」の「第四類 以下 教授方ノ職務教

授ノ規則」にはより詳しい当時の学習順序を見出すことができる⁶。

第一条 初学生徒へハ「リートル」等ヲ授業ス授読ハ素読スルノミナラズ義理ヲ会得セシムルヲ主トス

第二条 二三卷ノ「リートル」或ハ地理初歩等ヲ授業シ宵々文章ヲ解シ得ルニ及ンデ試業ノ上等級ニ入レ科業表ノ通りニ授業ス（以下略）

これらのことから、当時の初学者は指定されたリーダーを各自で「素読」し、その内容を確認するために「会読」を行うという、近世以来の学習方法を踏襲して基礎固めを行い、その成果を「試業」によって確認し、「上等級」に進級させ「科業表」に則してさらなる学習を積み重ねていたことが分かる。このことから、当時の慶應義塾においてある一定の学習順序は定められていたものの、その学習は近世以来の学習方法をかなり踏襲する形式で行われていたといえよう。実際、鎌田栄吉（明治7年入塾）は入塾の際にこれまでの学歴（引用者注、学習歴、より正確に言えばどのような書物を学習してきたか）によって適当と思われる級に入れられ、「力に応じて科目ごとに級が異なっている」という状況であったという⁷。当時の義塾における進級のシステムは独特で、須田辰次郎（明治2年入塾）によれば「此頃は又成績がよい者は、何級でもとぼして進ませた⁸」だけではなく、「五級になると教師の資格がついて一ヶ月四円位の報酬がとれた。それ故生徒として在学したのは僅に二年、即ち明治二年の九月入学して四年の秋には目出度く試験に及第して教員となった⁹。」とあるように、慶應義塾における教員資格と連動していた。また鎌田は後藤牧太が子どもの頃から数学を教えていたと回想していることから¹⁰、当時の慶應義塾においては、教授と学習が混然一体となっていたというのが実態であろう。全体的に当時の学科課程は「まだ低級」で、講義によっては内容が不

得要領で一種のストライキが起きたこともあるという¹¹。

ところが、1873（明治6）年の「慶應義塾社中之約束」によると、学習内容・順序だけではなく、「○ 正則科 一 学業ノ年数ヲ七年ト為ス内三年ヲ予備等トシ四年ヲ本業トス（十三歳以上）¹²」とあるように、修業年限が定められるようになっている。したがって、この頃から「何を、どのような順序で、どのような方法で」学習するのに加え、「どの程度の期間で」習得すべきかが定められるようになったと考えられる。しかも、「十三歳以上」という年齢制限も示されたことによって、それを逆算すれば必ずとどのような内容を、何歳までに修得しなければならないという一定の基準が導き出されることになる。このことは、慶應義塾における教授—学習の形態に、従来の習得主義に加え年数主義的な考え方も導入されるようになったことを意味するといえよう。

もっとも、上記の学習形態は完全に移行したわけではなく、従来の学習方法も重視されていた。1876（明治9）年4月に改正された「慶應義塾社中之約束」には「本科」の教則について、以下のような文章がある。

右ノ科ヲ終ルモ固ヨリ学問ヲ非リタルニ非ス爾後ハ科目ノ順序ニ拘ハラシテ博ク高尚ノ書ヲ読ムヲ専務トス其法ハ三五人宛仲間ヲ招テ対読スルコナレドモ教場外ニテ私ニ読書スル者ハ其説法或ハ疎漏ニ流ルノ弊アリ依リテ一週一度会頭ヲ立テ、会読ヲ催ス¹³

（以下略）

上記の文章によれば、所謂「学則」に定められた「科目ノ順序」を修了したとしても、それで学問が完成するわけではないこと、そして「科目ノ順序」を終えて「高尚ノ書」を独学する際にも、その学習の「疎漏ニ流ルノ弊」を避けるべく、週一回程度の会読を行うことにより、学習内容の妥当性を確認するべきであると説いている。近代的な学問の学習を積極的に

奨励し、しかもその学習順序、ならびに修得の基準を学則において定める一方、その学習方法においては近世以来の「会読」に意義を見出していることは興味深い事実である。

1880（明治13）年7月に改稿された「慶應義塾社中之約束」には本科においてミルの「レプレゼンターチープオブカブルメント」（引用者注、『代議政体論』）やスペンサーの「スタチクス」等が講義に加わり、当時ミル、スペンサーの論が盛んに紹介されたことを反映している¹⁴。

1885（明治18）年9月改正の「慶應社中之約束」には別科第四級の講義課目として「スペンサー氏 教育論講義」が設けられている¹⁵。これが慶應義塾における初の「教育学」関連科目の設置ということになる。以降、1890（明治23）年に至るまで、慶應義塾における「教育学」はスペンサーの書物を教科書として学科課程に位置づけられることとなる。もっとも、当時の教育論講義の担当者は明らかではなく、実際にどのような形で講義が行われていたのかは明らかではない。

上記の学科課程の変遷、義塾における教授—学習方法を概観した上で、次章では教育論講義を始めその他の講義でも多く論じられていたスペンサー思想の受容がどのように行われていたのか、さらに明治初期師範教育と慶應義塾との関係を見ていくことにしよう。

第2章 慶應義塾におけるスペンサー思想の受容と明治初期師範教育—中学師範学科設立との関係を中心に—

本章では、慶應義塾におけるスペンサーの受容過程を明治初期に義塾で学んだ者からの回想によって明らかにした上で、中学師範学科の設立に注目しつつ、慶應義塾における「教育学」と東京師範学校における教育学の成立とを比較検討していきたい。

第 1 節 慶應義塾におけるスペンサー思想の受容

慶應義塾の学科課程にスペンサーの教育論講義が登場するのは 1885 (明治 18) 年のことであるが、スペンサーの理論そのものは、それ以前から義塾において学習されていたようである。

須田辰次郎は『三田評論』の連載企画「義塾懐旧談」において次のように語っている。

▲英国の著書…明治七八年の頃、英国の著書にて、亜米利加の出版に係る、ボックル氏文明史、ミル氏経済論、同氏代議政体、ロシク・スクリュエエッセーオンレリジョン、ヲートビオグラヒー、サブゼクシヨソブウーメン、エジユケーションヲンリバチー、スペンセル氏諸著舶来し、一時は非常の読書熱流行¹⁶

この文章からすると、明治 7, 8 年頃にはスペンサーの一連の著作が紹介され、「読書熱流行」している。尺振八による『斯氏教育論』の翻訳が出されたのは明治 13 年のことであるから¹⁷、塾生たちはそれ以前から原書でスペンサー思想を学んでいたことになる。また、鎌田栄吉もスペンサー理論の学習について以下のように述べている。

それから今度はスペンサーの哲学の書物といふものを読むことが流行して来た。このスタデー・オブ・ソシオロヂーズはスペンサーのことですから非常に面白く論じ居るので非常に興味を以て読みました¹⁸。

鎌田は上記の回想に続けて「明治八年の四月に卒業してから一年くらいの間は (中略) ずっと本を読んで居ました¹⁹。」と語っていることから、スペンサーの著書を読んだのは明治 8, 9 年のことだろう。須田の回想と併せて考えてみると、明治 7 年から 9 年の間、慶應義塾ではスペンサーの

論が盛んに読まれ、学習されていたことになる。また、福沢自身がいつ頃スペンサーの論に触れたのかについて明確な時期を特定することはできないものの、鎌田による以下のような談話がある。

或時私共が寄りまして、互に読んだ書物の講義をし合ほうではないか、それでなくては沢山の書物を銘々に読むわけには行かないから、銘々の持分をきめて誰某は教育論を読んで見る、誰某は文明論を読んでみるといふやうにして、面白いところを講義し合ふといふことをやつた。其会へ先生も出てこられました。其時一人がスペンサーの教育論——これは当時の新説で自由教育の元祖といつてもいゝくらゐのものである——其教育論の緒言のところだけを講義し終わつた時、即ち体育、智育、徳育、かういふ風に分けてある其大体だけがわかつた時に、先生は「一寸待つてくれ、其後を私が大概いふて見るから諸君は聴かないか」といはれた。「それは面白い、聴きませう」そこで先生は淡々と体育論、智育論、徳育論といふ順序に自説を述べられた。固よりスペンサー主義から論じられたのでありますが、誠に面白く聞きました。元来此智徳体三育の分類法は主としてスペンサーがいひ出したことであるが、先生の述べられたところによつて此趣旨が一層明瞭になつたやうに思はれました²⁰。

この回想はほぼ年代順に掲載されているので、前後の関係から判断すると明治8、9年の時期であると推定される。したがって、福沢は明治8、9年の時点ですでにスペンサーの理論、特に教育論について一定の理解を有していたと考えられるのである²¹。もっとも明治10年前後の時点において、スペンサーの教育論が、「教育学」という学問領域を構成するものとして明確に認識されていたかは疑問が残る。なぜなら、慶應義塾の学科課程に「教育論講義」が登場するのは1885(明治18)年以降のことだからである。

慶應義塾においてスペンサーの教育論はスペンサー思想の学習熱の高まりの中で学習されていたが、官立の師範学校では明確に教育学という学問領域の形成を意識しつつ欧米の教育論を移入していたと考えられる。以下では、東京師範学校を例に、官立師範学校における教育学の成立状況を概観し、義塾における「教育学」創出と比較検討する準備作業としたい。

第 2 節 東京師範学校における教育学の成立

一 中学師範学科設立時期を中心に一

既に指摘されているように、東京師範学校において教育学という科目が学課課程に見られるようになるのは 1879 (明治 12) 年のことである。1872 (明治 5) 年の創立当時は小学校教師の養成を主たる目的としていたこともあって、師範学校では小学校教師として必要な諸学科の知識および授業法 (あるいは教授法) が重視されていた²²。教育理論に関連するものとして挙げられるのは、町田則文の回想によれば「只箕作麟祥訳チャンブル百科全書中の教導説 (明治六年九月文部省刊行) の如きものを教科書として用ひてゐた²³。」程度である。もっとも、「然るにその後次第に教育理論の必要を感じたものと見え」、「明治八年、中学師範学科が設置され新たに心理学を加ふるに至った。これ教育学分化の第一歩である。」とある²⁴。このことから、中等教員養成を目的とした中学師範学科の創立 (1875 (明治 8) 年) を機に、教育理論の教授が重視されるようになったと考えられる²⁵。1879 (明治 12) 年の教則改正では、予科及び高等予科において教授に必要な普通学科を、本科において教育理論に関係する科目を教授する体制が整い、教育学が独立科目として成立し、さらに倫理学、学校管理法も学科目に加えられる。

中学師範学科は官立の学校教育機関に設置され、教育学という学問領域の成立も含めその後の師範教育の中核的存在となるが、この学科の設立には慶應義塾関係者が深く関わっていた。たとえば、明治 7 から 8 年にか

けて、師範学校取調を目的とした米国への視察を命じられた三人のうち一人は慶應義塾出身の高嶺秀夫（明治4年入塾）であったし、中学師範学科設立に際しては福沢も文部省により意見を聴取されていた²⁶。須田辰次郎は「当時文部省の主腦者たる田中不二麻呂氏の如き、或は九鬼隆一男之如き、常に福澤先生にいろいろ相談して、文部行政に当つて居た。三田に關係のない人々から見ると、余り快よくは思はれぬと見えて、石黒子の如きは或る機会に於て『三田の文部省』といふ言葉を用ゐて度々憤慨されたのを耳にして居る²⁷。」と述べており、福沢をはじめ当時の慶應義塾は「三田の文部省」と揶揄されるほど師範教育に密接に関わっていたことが分かる。また須田は中学師範学科発足当時の様子について次のように回想している。

…此中学師範科の創立には私共が其議に興つた。即ち其教師としては小幡篤次郎君と私が其任に当り、之れも慶應の名古耶六郎君、伊藤詮一郎君等が生徒取締として招聘された。生徒は全部官費生で、応募者三百余名、集まつた者は大抵慶應義塾、鳴門塾、同人社、共愼塾等の生徒で、之に英語の試験を施して其中から七、八十名採用した²⁸。

当時の在學生は中学師範学科の状況をどのように捉えていたのだろうか。中学師範学科の第一期卒業生であった町田則文は以下のように回想する。

中学師範科創始に當つて其の摂理箕理秋坪先生が、主として其の要衝に立たれ、下には慶應義塾から小幡篤二郎先生が来て教頭の職務を取られたやうである。（中略）小澤先生は明治十年の半ば頃退任せられて秋山恒太郎先生が校長となられた。秋山先生も亦慶應義塾の出身であるから創始當時にあつては殆ど慶應義塾の一分校なりと云ふが如く

であった。初めて入学した六十名の生徒中約三分の二が慶應義塾の卒業者又は在學生であったのを見ても知ることが出来る²⁹。

各教科の担当は、英学が藤野善蔵、須田辰次郎が、数学、地文、物理等が後藤牧太となっており、さらに「現今の生徒監即ち当時の中学取締には名古屋耶六郎、伊藤詮一郎両先生が矢張り慶應義塾から右諸先生方と共に来任された。殊に名古屋先生は永く慶應義塾に在って厳粛に生徒を取締った方であるとの事で当時生徒間には其の評判が頗るたかかった³⁰。」とあることから、教科のみならず中学師範学科の管理・運営という面でも慶應義塾関係者が大きな役割を果たし、学生たちも慶應義塾出身者が多くを占めていたと考えられる。

もっとも、中学師範学科の入学者たちは設立の目的とは裏腹に、「又入学した人の多数は教員志願と云ふよりは寧ろ英、漢学を学びたいと云ふのが目的であった³¹。」ようである。中学師範学科の入学生に占める慶應義塾出身者の正確な数については異論もあるが³²、いずれにせよ教員・学生ともに義塾出身者の存在感が大きいという認識が一般的であったといえよう。

とはいえ、1879（明治12）年に独立科目として教育学が成立し、その他の教員養成の基礎となる理論的科目が整備されて以降、官立師範学校における教員養成の制度化、ないしは「正格化」が進行していく³³。その一方、明治14年の政変などもあり、慶應義塾をはじめとする私学出身者は急速に教員養成の枠組みから疎外もしくは離脱していくこととなる。たとえば1882（明治15）年に岡山師範学校、岡山学校の教頭に就任した坂田實は「十八年に文部省令が改正せられて、教員の資格が定まつたとき、私立出のものは不利益の点が多かつたのでやめてしまった³⁴。」と当時の状況を回想している。このような動向の中で、慶應義塾の学科課程における「教育論講義」の設置はどのような意味を持つのだろうか。第3節では、

慶應義塾における学制改革を踏まえつつ、上記の問題について考えていきたい。

第3章 慶應義塾における学制改革と「教育学」の創出

明治14年の政変以降、慶應義塾出身者は官界から締め出され、東京師範学校を頂点とする師範教育制度が整備確立する過程で、教育分野からも慶應義塾を始めとする私学出身者は疎外されていくこととなる。すでに指摘されていることであるが、当該時期の福沢の書簡には、教職に在る、あるいは教職の座を追われた各地の義塾出身者を気遣い、励ますものが多く見られるのもこの事情によるものである³⁵。近代社会を支える様々な制度が確立する一方、私学は様々な制度上の「特典」からも疎外され、それは時として「私学」であるところの慶應義塾の存続を根底から揺るがすものとなった。1886(明治16)年の徴兵令改正では、慶應義塾の徴兵免除にかかわる特典が取り消される。福沢は山県有朋に書簡を送り、特典取消を思いとどまるよう説得している³⁶。もとよりこの主張が官界において受け容れられるはずもなく、「特典」を失った慶應義塾では退学者が相次ぐことになる。

もともと福沢はこのような慶應義塾の危機を、学校教育機関としての規模を縮小するのではなく、むしろ充実させること——この動きは1890(明治23)年の大学部設立へと結実していくことになるのだが——によって乗り切ろうとしていた。具体的に福沢がどのような学制改革構想を抱いていたのか、当時の書簡を見ながら検討していくことにしよう。

慶應義塾の学制改革を念頭においた書簡としてまず目につくのは、1884(明治17)年2月末の後藤牧太宛のものである。福沢は「扨本塾教授法の義に付内々少しく後相談申度義も有之、若し御差支も無御座候はゞ此次の講義日御帰に一寸拙宅へ御立寄相願度³⁷…」と述べ、「義塾教授法」の件について相談すべく後藤の来訪を促している。続いて3月初め

には後藤に次のような書簡を送っている。

またそのせつおんはなしもうしたる、じゆくのことハ、そのゝち、は
まのうじへも、そうだんいたし、なほおはなしいたしたく、なにとぞ
とくとおかんがへ、みちのために、こけつだんくだされたく、ついて
はこのゝち、なんにちごろ、おんいでくださるべきや。

(中略) なほなほ、じゆくのはなしは、ことのきまるまで、たにんへ
ハおんはなしくだされずやう、おんおふくみおきねがひそろ、ねんの
ためもうしあげおきそろ³⁸。

これらを総合すると、福沢は「塾のこと」、特に「教授法」の在り方につ
いて浜野、後藤に相談していたと考えられる。ではなぜ、「教授法」につ
いて強い関心を抱いていたのか。福沢は後藤宛の書簡の翌日、福沢一太
郎・捨次郎宛の書簡において次のように述べている。

…又一方ニはサイヤンスも中々進歩いたし、慶應義塾杯、金も少なく
百事不行届にて、或ハ時勢ニ後るゝ之恐るなきニあらず。近日後藤牧
太杯と相談いたし、何とか教授法も改革之積ニいたし居候。兎ニ角ニ
他之事を夫レ是レと評論するよりも、吾レを省る方専一なり³⁹。

これによれば、福沢は当時「サイヤンス」の進歩が著しい一方、義塾は経
営基盤の面において不安があり、このままでは「時勢ニ後るゝ恐」れがあ
ることから、後藤牧太らと相談しつつ教授法を改善し、「サイヤンス」の
教授も充実させつつ義塾の生き残りを図ろうとしていたといえよう。こ
こでいう「教授法」は教授内容、教授方法両方を含むものと推定されるが、
いずれにせよ「教授法」の改革は、義塾の学制改革に密接に関わるものと
考えられていたようである。同月の谷井保宛の書簡では、「過般は御手紙

被下、本塾教授法の義に付縷々拝読、如何にも御同案に御座候。(中略)又全体の課業に付ても少々不都合と存候処も有之、今度は何とか変革の積り、就ては先日より後牧太と相談、明日は浜野、門野、益田と後藤と拙宅にて談話の積に御座候。此節改革存付ては未だ誰に話不申候得共、尚此時に思召付の事も御座候はゞ無遠慮被仰下度奉願候⁴⁰。」と述べ、教授法のみならず「全体の課業」の改革にも着手する心づもりを示している。

教授法の改革、そして全体の課業の充実は1885(明治18)年の慶應義塾の学制改革に結実していくこととなるが、その萌芽をこれらの書簡に見出すことができよう。福沢自身は義塾の学科課程の改革について以下のような構想を抱いていた。

一、ヒストリの重複するものを止めて成る可き丈けフヒジカルサイヤンスの書を用ゆ。

一、既にコンモンノーレージを得たる上は学問の方向を二様に分ち、此方に向ふ者は

歴史 政体論 内政 外交 萬国公法 法理 弁舌

同断

商法 銀行 租税 貨幣 保険 簿記 会社法 地理 經濟書
パテントロー

右の如く心得置き、又スペンサーの理論杯も一課は存する方可然⁴¹。(後略)

上記の構想は1885から86(明治18,9)年のものと考えられているが⁴²、義塾の大学化に向け、学科課程に「フィジカルサイヤンス」やスペンサーの理論を加え、学科課程を大学にふさわしく、より精緻かつ体系的なものとしようとしていたことが分かる。これらの学制改革の核となるものとして、福沢は、英学の充実を考えていた。福沢は同年10月、一太郎

宛ての書簡で、「○塾は英語を奨励する積りにて、九月より外国人三名雇入れ、少々能く相成候。今後の日本に英語英文の出来ざるものは迎も役に立不申、(以下略)⁴³」と述べ、「学問も商売も交際も一切外国人を相手に不致ては内国共に語るべきものなし⁴⁴。」という状況を踏まえ、英語の教授に塾の活路を見出している。それというのも、師範学校を含む官界から義塾出身者が排除される一方、「近来ハ洋学之流行ニつれて、塾之人も頻りニ外ニ出て、仕事あるが如し。亦奇観なり⁴⁵。」とあるように、「洋学」の流行に伴い、この分野に関しては「頻りニ外ニ出て、仕事あるが如し。」という「奇観」を呈していたからである。福沢の英語重視の姿勢は、「…慶應義塾も本年秋ニ大ニ改革して、多く外国人を雇入、教場都て英語を用ひて日本語を禁止する位ニ致候積ニテ、昨今其計画中ニ御座候⁴⁶。」と述べるに至っている。1885(明治18)年10月、翌1886(明治19)年10月に改正された『慶應義塾社中之約束』をみると、英書によって専門学を修得させる意図が明確であり、大学部設置に向けた学制改革が成されている⁴⁷。

もつとも、義塾の学制改革は必ずしも英学や英語を充実させ、大学部を設置することばかりが原動力となつてはいなかったようである。福沢は「本塾にも入社頻りに多く、昨今既に八百余名に相成、却て困却致居候。本年九月後は数学と語学の専門科を設け、追々金さへあればユニヴァシチに致度語合ひ居候⁴⁸。」と義塾の大学化構想を語っている。しかしながら、この構想の前提として入社数が増加し、「却て困却」する状況があったことは見逃せない。義塾は学生数からすれば「大大学」にするのにふさわしい規模を備え、それを実現するための資金を準備しつつあったが、その一方「大大学」たるに適した教授体制を確立しているとは言い難かった。一太郎宛の以下の書簡はこのようなアンバランスな義塾の実態を示しているといえよう。

生徒之数ハ、和田之子供を合して八百余、是れハ近来士族之外、全国人民が教育之要を知りたるが故ならん。本塾ニは唯今外国人六、七名を雇入れて英語を教ゆ。されども其中英人ロイド氏を除く之外ハ、真ニ学者なるものなし。塾之維持金唯今壹万貳千円斗あり。是ニ就テハ拙者も少々考ふる所ありて、何れニも慶應義塾ハ、大学校之姿ニ致す積りなり⁴⁹。

当時の慶應義塾は入学者が増加し、設備なども徐々に充実して「大学校」としての形式が着々と整いつつあった。しかしながら、頼みの外国人教授陣の質や教授法など、慶應義塾が名実ともに「大学校」たるにふさわしいかという問題について福沢の不安は尽きない。同月、一太郎宛の書簡では再び教授法の問題に触れている。

塾ハ次第ニ盛ニ相成、講堂も七月中ニハ出来可申。又其維持法も頻リニ思案致し居候義、何とか出来可申存候得共、拙者之心配と申ハ、教育法も次第に進歩之世ノ中、むかし之慶應義塾流杯墨守致候えも、迎も用ニ適せざるハ申すまでも無之、唯人の子弟を誤るニ足る可きのみ。されバ講堂ハ出来、生徒ハ多く、維持之法も緒ニ就きたりとして、最第重要之教育法が時勢ニ適せずしてハ、如何ニも不外聞千万。此事ニ付テハ、拙者壹人特ニ心配致し居、往塾之教師等へも話し致候義、依テ窃ニ案ずるニ、事を為すハ父子協力より善きハなし。貴様目下之修行ハ即ち教育ニ適する専門とも可申次第なれハ、貴様終身之目的を教育之一方と定めて、慶應義塾を担任する様致し度⁵⁰、(以下略)

福沢は「教育法」が次第に進歩する中、「應義塾流杯墨守」をすれば「迎も用ニ適せざるハ申すまでも無之」、「唯人の子弟を誤るニ足る可き」こと、そして「時勢ニ適せずしてハ、如何ニも不外聞千万」となることに強

い危惧の念を抱いている。当時長男の一太郎はアメリカに留学中であった。一太郎は、留学当初の目的であった農学の修得を文学に変更することを志望し⁵¹、福沢はその変更を「唯其文学ヲ実ニして実用ニ適し、俗世界之需要ニ応ズル様、呉々も注意被致度⁵²…」という条件のもと了承していた。福沢はこのことを踏まえ、一太郎に「貴様終身之目的を教育之一方と定めて、慶應義塾を担任する様致し度」と提案する。福沢は「事を為すハ父子協力より善きハなし。」と帰国後に一太郎が義塾の運営に積極的に協力することを念頭に置きつつ、一太郎が教育法について一定の見識を留学中に身につけることを期待しているのである。

同年6月の書簡では、福沢は一太郎に対してより明確に教育法に関する学習を要求する。

先便も申入候通り、近来ハ塾生之數頻リニ増加するニ付テハ、教育之法も一層注意不致テハ不叶次第なれども、貴様も知る如、拙者一身誠ニ多事ニテ、常ニ心底ニ任せず。就テハ貴様が文学ニ従事するこそ幸いなれ、其勉強之方向を教育法之点ニ専らニして、帰国之後、新鮮氣を義塾之教場ニ吹込み候様致度。方今政府ニテハ、全国之教育ニ力を用ひて、盛なるが如くなれ共、財政之困難、迎も永久すべきニあらず。他年一日、日本之教育ハ私立学校之手ニ落つ可きハ誠ニ賭易き數なれば、何卒其時ニ至りてハ、十分ニ貴様の腕を振ふて、平生之技量を示す様致し度、故ニ今日ハ其覚悟ニテ、苟も教育上之事とあれば、大なく小なく一切これを集めて胸中ニ貯置くこと肝要なり⁵³。

福沢は塾生数が「頻リニ増加する」状況にあつては「教育之法も一層注意不致テハ不叶次第」であるから、「貴様が文学ニ従事するこそ幸いなれ、其勉強之方向を教育法之点ニ専らニして」と「教育之法」についての学習と、その成果を帰国後に義塾において発揮するよう念を押すのである。福

沢の「教育之法」に対する並々ならぬ関心は、「故ニ今日ハ其覚悟ニテ、苟も教育上之事とあれば、大なく小なく一切これを集めて胸中ニ貯置くこと肝要なり。」という一文にも反映されているといえよう。

これらのことから、福沢は塾生の増加、資金の準備状況をみて義塾の大学化を構想していたものの、その教授内容及び方法についてはかなりの不安を持っていたと考えられる。それゆえ、留学中の一太郎に「教育之法」——それは恐らく大人数の学生をどのように教えるのかという関心に根ざした教育方法も含まれる——についての学習を強く勧めたのである。一太郎は大学部設立後、文学科で英文学、歴史を講じるもののやがて教壇に立つことはなくなり⁵⁴、教育学関係の科目を担当したり、あるいは大学部設立に際しての教育法に関して助言をしたりしたという形跡はない。しかしながらここで重要なのは、大学部設立の際の「学制改革」においては、「サイエンス」に関わる理論系の学問を中心とした学科課程の整備のみならず、義塾における「教育之法」の改善について大きな関心が持たれていた、ということである。学科課程の精緻化ならびに教授法の改善は、慶應義塾が名実ともに近代の学校教育機関として存続するために克服しなければならない課題として認識されていたといえよう。

おわりに

本稿では、「慶應義塾社中之約束」に見られる慶應義塾の学科課程の変遷、中学師範学科成立と慶應義塾の関係からみた「教育学」創出のありかたの比較、そして大学部設立を念頭においた学制改革について概観してきた。これらを踏まえ、明治初期慶應義塾における「教育学」という学問領域の成立とその意味について検討し、本稿のまとめとしたい。

慶應義塾において「教育学」に該当する学問領域が「教育論講義」という名称で誕生したのは1885（明治18）年のことであり、それはおりしも慶應義塾が大学部設立を念頭において大規模な学制改革に着手した時期で

あった。もっとも鎌田や須田の回想に見られるように、「教育論講義」の教科書として用いられていたスペンサー思想の受容は早く、塾生の自主的な学習活動の中で教育論も読まれ、福沢も含め当時の慶應義塾関係者たちは明治 8、9 年の時点でスペンサーの理論、また教育論について一定の理解を有していたと考えられる。それにもかかわらず、実際に学科課程に教育論講義が導入されたのは、スペンサーの受容から隔たること約 10 年、大規模な学制改革が行われる 1885（明治 18）年以降のことであった。当時福沢は義塾の大学化を念頭において義塾が当時得意分野としていた英学、洋学を中心に「理論」的な学問分野も含め、学科課程を精緻化しようとしている。したがって、慶應義塾における「教育学」は、東京師範学校における教育学の成立過程と必ずしも軌を一にするものではなく、あくまで大学に必要な「サイヤンス」もしくは「実学」の一部を成す学問領域として位置づけられていたと考えられる。

このことは、当時の慶應義塾を取り巻く状況を併せて考えるとより明確になる。第一に勘案しなければならないのは、師範教育、特に中等教員養成における慶應義塾の位置の変化である。明治 14 年の政変、さらにはその前後から本格化する師範学校における教員養成の制度化ないし正格化の過程で、私立学校であった義塾出身者は師範教育から「離脱」、もしくは「疎外」されていくことを余儀なくされる。もちろん、福沢自身が書簡において言及しているように、義塾が当時得意分野としていた英学教師の口はあったものの、それは明治初期に義塾出身者が師範教育に果たした役割とは異質のものであるし、教員養成という観点からみれば二次的なものであったといわざるを得ない。したがって、1885（明治 18）年当時の慶應義塾における「教育論講義」の導入は必ずしも教員養成ばかりを念頭においてはいないと考えられる。むしろこのような不利な状況にあるにもかかわらず「教育論講義」を導入したのは、当時の義塾における「教育学」が師範教育という目的に限定されておらず、「大学校」たるにふさわしい実

学を構成する一学問領域としての役割を期待されていたからではないだろうか。

慶應義塾における「教育学」の創出を考える上で第二に勘案しなければならないのは、当該時期の学制改革である。特に大規模な学制改革を断行した1885（明治18）年以降は、義塾における学科課程の内容がより精緻化され、英書を利用して「理論」を体系的に教授することが意識されている。同時期に、福沢は「教育之法」ないし「教授法」に対して強い関心を抱いていた。これは、創立当初の義塾における教授方式を墨守しては「時勢に遅れる」可能性があり、その一方で学生数の増加に対応することは困難であるという現実的な問題に直面していたことに起因する。当時の大規模な学制改革は、慶應義塾がもはや従来の私塾にとどまることはできずに新たな教育機関へと転換していくことが求められ、この改革なくして「大学校」たるにふさわしい教育機関たり得ないこと、さらにこの転換を拒んでは教育機関として存続することは困難であるという一種の危機感に根ざしたものであった。そしてこのような課題を解決するためには教育の内容（学科課程）のみならず教育の形式（教授方法）についての改革が不可欠であり、特に教授方法についての理論的基礎を「教育学」に求め、息子の一太郎にその学習を勧めていたとも考えられるのである⁵⁵。もちろん、学科課程に加えられた「教育論講義」の実態は詳らかではなく、これを「教育学」と同定することは妥当ではない。しかしながら「教育論講義」の導入を当時の師範教育と慶應義塾の関係、さらには慶應義塾の学制改革が行われた状況に位置付けて考えてみると、この「教育論講義」に期待された役割は必ずしも官立師範学校における「教育学」と同一のもではなかったといえるのである。

従来、近代日本の教育学の成立過程において、教育学は師範教育、ないしは教員養成の理論的基礎としての役割が強調されることが多かった。しかしながら、今回慶應義塾における「教育学」の創出を、明治初期の師範

教育制度のあり方や慶應義塾の学制改革の文脈に位置づけて検討することで明らかにされたのは、慶應義塾における「教育学」の導入は必ずしも教員養成という目的のみ還元できるものではなく、むしろ欧米の「サイヤンス」の一領域を成すもの、あるいは近代的な学校教育機関が備えるべき一学問分野としての役割を期待されていた可能性を否定できないということである。「教育論講義」の設置を含む義塾の大規模な学制改革は、教授内容の充実のみならず、学生数の増加に対応した適切な教育方法を模索することをも包含していた。これらのことを勘案すると、慶應義塾の学科課程における教育論講義・「教育学」は、慶應義塾が近代的な学問を教授する私塾から名実ともに近代の学校教育機関へと脱皮ないし転換していく過程で創出されたと考えられるのである。

¹ 慶應義塾の学科課程に教育学に該当する科目が見出されるのは1885（明治18）年のことであり、その科目名は「英書訳読 教育論講義」となっている。現時点では教科書としてスペンサーの書物を用いていたが、その実態については担当者を含め詳らかではないため、これを教育学と同一視することは難しい。したがって本稿では慶應義塾における「教育学」については「教育論講義」、もしくは「教育学」と記述する。

² 1879（明治12）年、東京師範学校の中学師範学科の学科課程に教育学が設置される。

³ たとえば山田昇は「教員養成の過程は、学問としての教育学の形成、発展に深い関係をもっており、教育学の性格を歴史的に規定しているところの重要な要因」であり、「教員養成の思想における、教育学の位置づけは、教育学史の一側面をになうということが出来る。」という見解を示している。（山田昇「教員養成の史的研究のための覚書」『和歌山大学教育学部紀要教育科学』16, 1966年, p. 57.）。また山田は明治19年の師範学校令及びその関連法令、細則によって全国の師範学校に画一の授業科目、教授要綱、学年別配当時間が定められ、尋常師範学校には「教育」が、高等師範学校には「教育学」が置かれることとなったが、その一方で学問研究としての教育学は高等師範学校や帝国大学の専有となるという見解を示している（山田昇「師範学校制度下の「教育」科に関する考察」『和歌山大学学芸学部学芸研究教育科学』15, 1966年, p. 41.）。

⁴ 慶應義塾関係者の師範教育からの離脱に関しては米山光儀「慶應義塾出身者と師範学校—師範教育からの離脱をめぐる—」（田中克佳編著『「教育」を問う教育学—教育への視覚とアプローチ』慶應義塾大学出版会, 2006年, pp. 271-289. 所収）に詳しい。

⁵ 明治四年四月以降「慶應義塾社中之約束」マイクロフィルム版『慶應義塾福沢

慶應義塾における「教育学」の創出過程

- 関係文書』
- 6 明治五年八月以降「慶應義塾社中之約束」マイクロフィルム版『慶應義塾福沢関係文書』
 - 7 『鎌田栄吉全集』第一巻伝記編，鎌田栄吉先生伝記及全集刊行会，1935年，pp. 149-150.
 - 8 須田辰次郎「明治初年の私立学校」国民教育奨励会編『教育五十年史』民友社，1922年，p. 24.
 - 9 同前.
 - 10 鎌田，前掲書，pp. 149-150.
 - 11 同前.
 - 12 明治六年三月「慶應義塾社中之約束」マイクロフィルム版『慶應義塾福沢関係文書』
 - 13 明治九年四月「慶應義塾社中之約束」マイクロフィルム版『慶應義塾福沢関係文書』
 - 14 明治十三年七月「慶應義塾社中之約束」マイクロフィルム版『慶應義塾福沢関係文書』
 - 15 明治十八年九月「慶應義塾社中之約束」マイクロフィルム版『慶應義塾福沢関係文書』
 - 16 須田辰次郎「義塾懐旧談（つゞぎ）」『三田評論』第215号，1917年，p. 52. ちなみに「エジュケーションヲリバチー」は1879（明治10）年に矢野恒太郎訳，尾崎行雄序による『自由教育論』として翻訳が出版されている.
 - 17 スペンサーの教育論は，手島精一による抄訳が明治9年5月8日付の『教育雑誌』第3号上に掲載されている. その後は明治18年小田貴雄訳『斯邊鎖氏教育論講義』が，明治19年に有賀長雄訳『標柱斯氏教育学』が発行される. 尺の翻訳による『斯氏教育論』は明治14年文部省により絶版とされている. スペンサーの教育論の受容過程については海後宗臣「斯氏教育論解題」（吉野作造編著『明治文化全集』第十巻教育篇，日本評論社，1928年，pp. 33-38. 所収）を参照のこと.
 - 18 鎌田，前掲書，p. 171.
 - 19 鎌田，前掲書，p. 181.
 - 20 鎌田栄吉談「スペンサーの教育論」石河明朗『福澤論吉伝』第四巻，岩波書店，1932年，pp. 668-669.
 - 21 スペンサーの教育論に限らず，欧米の教育論，思想の紹介は慶應義塾関係者による旺盛な翻訳活動に見ることができる. 例えば，慶應義塾福澤研究センター編『福沢関係文書収録文書目録（第八分冊）』（1998年）中の「K14 出版活動等 E. 初期入社生著訳書」の項（pp. 1-20.）を参照のこと.
 - 22 東京文理科大学『創立六十年』1931年，p. 184.
 - 23 町田則文『明治国民教育史』昭和出版社，1928年，p. 190.
 - 24 同上.
 - 25 但し中学師範学科設立当初定められたのは「仮定教則」であって，心理学は存在しない. 実際に学科課程に「心理学」，「修身学」が加えられるようになった

- のは 1877 (明治 10) 年 7 月の教則改正においてである。ちなみに心理学、修身学はいずれもウェーランドの著書を教科書として利用していた。
- ²⁶ 前掲『創立六十年』p. 127.
- ²⁷ 須田「明治初年の私立学校」p. 28.
- ²⁸ 須田「明治初年の私立学校」pp. 26-27.
- ²⁹ 町田, 前掲書, p. 378.
- ³⁰ 町田, 前掲書, p. 380.
- ³¹ 町田, 前掲書, p. 377.
- ³² 米山, 前掲論文, p. 287, 注 5 を参照のこと.
- ³³ 中等教員資格に関する最初の国家的規程は明治 17 年「中学校師範学校教員免許規程」(文部省令達第八号, 明治 17 年 8 月 13 日)であり, これが「検定」制度の創始とされる。もっとも当時の状況ではこの規程によって定められた資格条項を満たす者は極めて少なく, 「相当の資格アリト認ムル者」も教員として認める措置をとっていた(明治 17 年 1 月 26 日, 文部省令達第二号, 「中学校通則」第四条但書)。しかしながら翌明治 18 年の教育令の改正に伴い, 教員資格基本形態が免許資格とする方針に改められる。もっとも中学師範学科や大学科の卒業生に対する無試験検定制度は依然として残り, この対象に私学が含まれるようになるのは 1899 (明治 32) 年「公私立学校, 外国大学卒業生ノ教員免許ニ関スル規程」(11 月 8 日)になってからのことである。なお, 中等教員の資格制度に関しては牧昌見『日本教員資格制度史研究』(風間書房, 1971 年), 寺崎昌男「戦前日本における中等教員養成制度史—「開放制」の戦前史素描」日本教育学会教師教育に関する研究委員会編『教師教育の課題—すぐれた教師を育てるために』(明治図書, 1983 年, pp. 344-351.), 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第三巻, 第四巻「教員養成」の章に詳しい。1889 (明治 22) 年東京帝国大学文科大学に「帝国大学特約生教育学科」が設けられ, 大学において中等教員養成を行うという構想があったとも考えられるが, 実際には十分機能しなかった(水原克敏『近代日本教員養成史研究—教育者精神主義の確立過程—』風間書房, 1990 年, p. 554)。「帝国大学特約生教育学科」については, 東京帝国大学『東京帝国大学五十年史 上冊』1932 年, p. 1328. ならびに寺崎昌男・樽松かほる「エミール・ハウスクネヒト研究」『日本の教育史学』第 22 集, 1979 年, pp. 4-5. に詳しい。
- ³⁴ 坂田實「義塾懐旧談」『三田評論』第 257 号, 1918 年, p. 53. 当時, 福沢は坂田の立場を気遣う書簡を送っている(慶應義塾編『福澤論吉書簡集』第 3 巻, 岩波書店, 2001 年, p. 321. 及び前掲米山論文, p. 277. を参照のこと)。なお, 中等教員の需要に対し, 高等師範学校は質的には中等教員養成の正系の学校としての地位にありながらも, 量的には極めて限られた部分を満たすに過ぎなかった(西村誠「戦前中等教員養成と私立学校—『哲学館事件』にふれて—」『東洋大学紀要 文学部篇』第 21 集, 1967 年, p. 120.) という指摘もある。しかしながら, 慶應義塾を始めとする私学出身者が師範教育の中核から排除されたことは確かである。
- ³⁵ 米山, 前掲論文, pp. 276-277.

慶應義塾における「教育学」の創出過程

- 36 慶應義塾編『福澤論吉書簡集』第四卷，岩波書店，2001年，pp. 86-88，明治17年1月29日付山県有朋宛書簡。なお，この間の経緯については『慶應義塾百年史』上巻（1958年，pp. 807-816.）に詳しい。
- 37 前掲『福澤論吉書簡集』第四卷，p. 104.
- 38 同上書，p. 107.
- 39 同上書，p. 111.
- 40 同上書，p. 116-117.
- 41 福沢論吉「慶應義塾学科課程に就いて」『福澤論吉全集』第二十卷，岩波書店，1971年，pp. 313-314.
- 42 同上書，註による。
- 43 前掲『福澤論吉書簡集』第四卷，p. 304.
- 44 同前。
- 45 慶應義塾編『福澤論吉書簡集』第五卷，岩波書店，2001年，p. 51。須田辰次郎宛。なお，この書簡の前半部分では，政変後の須田の立場を心配する文章が書かれている。
- 46 前掲『福澤論吉書簡集』第五卷，p. 88。馬場辰猪宛。
- 47 前掲『慶應義塾百年史』上巻，p. 12.
- 48 前掲『福澤論吉書簡集』第五卷，p. 176。猪飼麻次郎宛。
- 49 同上書，p. 180.
- 50 同上書，pp. 186-187.
- 51 同上書，pp. 89-90.
- 52 同前。
- 53 同上書，p. 219.
- 54 同上書，p. 379.
- 55 一太郎の「教育ノ法」，「教授法」の学習については蔵書などを利用して検討する必要があるが，本稿とは別に論じられるべき問題であると考えられる。今後の課題としたい。

※ 本研究は平成20年度慶應義塾大学大学院高度化推進費による研究成果の一部である。